



待ったなし！【無期転換ルール】

～今からでも遅くない、労働トラブルを防ぐための対策とは～

平成 25 (2013) 年 4 月 1 日に改正労働契約法が施行され、【無期転換ルール】により、有期労働契約が通算 5 年を超えて反復更新された場合、有期契約労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換されることとなります。この通算 5 年のカウントの対象となるのは、平成 25 (2013) 年 4 月 1 日以降に開始した有期労働契約からですが、改正労働契約法が施行されてから平成 30 (2018) 年 4 月 1 日で 5 年が経過し、今後、無期転換の本格的な発生が見込まれるため、就業規則や社内制度の検討・整備等を行う必要があります。本セミナーでは、【無期転換ルール】の概要と取るべき対策について学ぶと共に、「雇止め」等の労働契約をめぐる訴訟問題の事例紹介を通じ、法律上の基本的な要点について学び、さらに希望される方には無料相談が受けられます。

■日 時：平成 29 年 11 月 29 日 (水) 午後 3 時～ 5 時

■講 師：士業専門部会員

①澤田社会保険労務士事務所 澤田 庸一 社会保険労務士

②小金井法律事務所 笠原 祥乃 弁護士

③無料相談会（人事・労務問題） 士業専門部会

■場 所：武蔵野法人会 会議室（〒180-0006 武蔵野市中町 2-11-13 三鷹ビル 3 階）

■受 講 料：会員… 無料 / 一般… 1000 円

■主 な 内 容：・無期転換ルールとは

・事例紹介（訴訟から学ぶ）

・質疑応答、無料相談会（※ご希望者のみ）

..... お申し込み(キリトリ不要)

☎ 法人会事務局 宛 (FAX 0422-55-5544) / メール mhoujin@jcom.zaq.ne.jp

法人名				支部名	
参加者氏名					
連絡先	TEL/				FAX/
業種		従業員数		無料相談を希望する場合は○を	()希望する

※お申し込み時にお預かりした個人情報、当事業に関する確認・連絡などに使用させていただきます。

★ご不明の点については事務局 (TEL 0422-51-1441) までお問い合わせください。